

## 労働保険の手続は便利な電子申請で!!

～5月は「電子申請利用促進月間です。～

労働保険に関する申請や届け出について、書面での手続ではなく、「電子申請」を使うことで、役所に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも便利に手続きができます！

三重労働局では、4月から総務部労働保険徴収室に電子申請体験コーナーを常設し、「電子申請」に関する説明を行っています。

また、厚生労働省ホームページの「労働保険関係手続の電子申請について」を検索していただくと、「労働保険の電子申請説明動画」として、①初期設定編、②年度更新申告書の作成、提出編などの動画を掲載しており、動画で確認していただくことができます。

事前準備については、厚生労働省ホームページの「労働保険関係手続の電子申請にかかる基本的な流れ」にて、事前準備ガイド book をダウンロード。

マイナンバーカードを利用した申請方法や、G ビズ ID を利用した申請につい

ても、厚生労働省ホームページの「労働保険関係手続の電子申請について」で確認することができます。

口座振替納付も併せてご利用いただくと、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消され、法定納期限から保険料の引き落とし日まで2週間から最大約2カ月のゆとりが生じます。

◎ **労働保険に関するお問合せ先**

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎：059-226-2100  
又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

◎ **労働保険に関するお問合せ先**

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎：059-226-2100  
又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。